

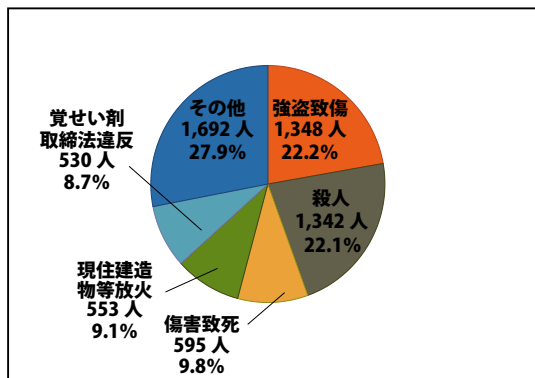
裁判員制度の実施状況について

裁判員制度は、平成21年5月21日にスタートし、平成26年5月21日で丸5年を迎えます。スタートから平成25年12月までの間に、裁判員裁判で6,060人の被告人に判決が言い渡されました。このコーナーでは、その間の裁判員裁判の実施状況（統計データ・裁判員等経験者に対するアンケート結果）についてお知らせします。

1 判決人員

平成25年12月までに行われた裁判員裁判における判決人員の内訳を罪名別でみると、【図1】のとおり、強盗致傷事件1,348人（22.2%）、殺人事件1,342人（22.1%）、傷害致死事件595人（9.8%）の順になっています。

【図1】 罪名別判決人員



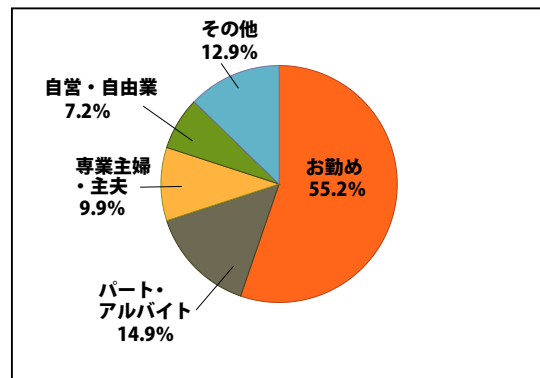
注) 四捨五入により、合計100%にならない。

2 裁判員の数等

平成25年12月までに裁判員裁判で裁判員に選ばれた方は34,896人です。

アンケートの結果によると、性別は、男性が54.9%、女性が43.2%（無回答が1.9%）となっており、年齢もほぼ各年代からまんべんなく選ばれています。職業については、【図2】のとおりです。

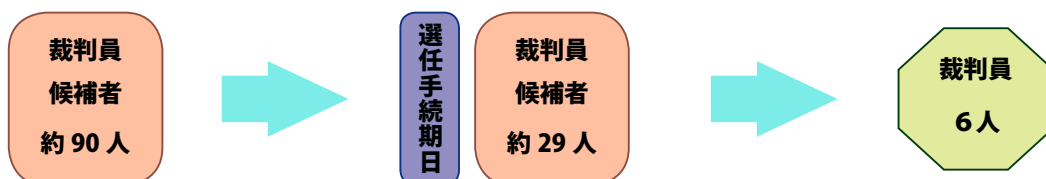
【図2】 裁判員の職業



注) 四捨五入により、合計100%にならない。

3 選任手続の状況

1事件あたりの平均でみると、個別の事件ごとの裁判員候補者として約90人の方が選ばれていますが、このうち59.2%の方は辞退が認められています。また、事前に辞退が認められた方などを除いた方のうち、77.6%にあたる約29人の方に裁判所で行われる選任手続期日にお越しいただき、この中からくじで6人の裁判員が選ばれました。



■裁判員経験者の声■

正直言って固いイメージがあったので、好意の持てる対応にびっくりしました。優しく接していただき、うれしかったです。

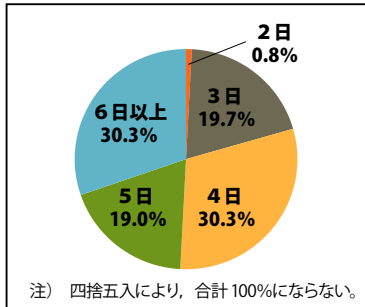


4 審理・評議の状況

(1) 多くの事件が4日前後で終了しています【図3】。

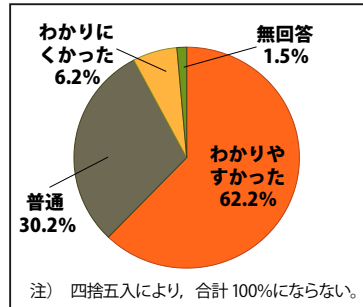
また、判決の内容を決めるための評議の時間は、平均約9.6時間でした。

【図3】 裁判員が裁判手続に参加した日数



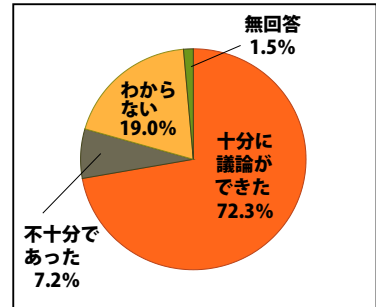
(2) 審理の内容については、62.2%の裁判員が「わかりやすかった。」と回答しています【図4】。

【図4】 審理内容のわかりやすさ



(3) 評議については、72.3%の裁判員が「十分に議論ができた。」と回答しています【図5】。

【図5】 評議における議論の充実度



■裁判員経験者の声■

評議については、ポイントからずれないように、また、裁判員が孤立することで停滞しないようにとの配慮が感じられ、スムーズな話し合いができたように感じました。一般国民の立場で意見が述べられるところに意義を感じることができたように思います。

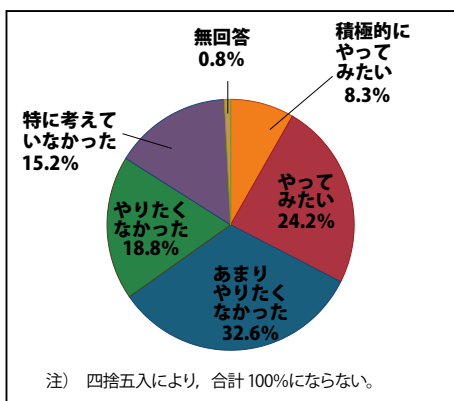
■裁判員経験者の声■

自分の意見は自由に言えましたし、法律や用語の分からないところを理解できるまで教えていただけて良かったです。量刑を素人が決めるという心の葛藤も理解し、共感していただけたことで、不安や心配は減りました。裁判官の方々が裁判員と同じ土俵に立とうとしていることがよく分かりました。

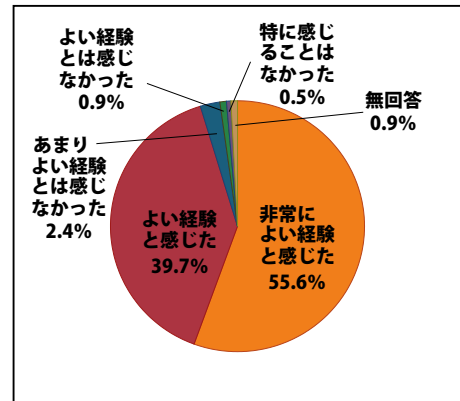
5 裁判員に選ばれる前の気持ち・裁判に参加した感想

(1) 裁判員に選ばれる前は、「あまりやりたくなかった。」又は「やりたくなかった。」と回答された方が合計51.4%に上っていましたが、裁判員として裁判に参加した後では、合計95.3%の方が「非常によい経験と感じた。」又は「よい経験と感じた。」と回答しており、充実感をもって裁判員としての職務に従事していただいたことがうかがえます【図6】。

【図6】 裁判員に選ばれる前の気持ち



裁判員として裁判に参加した感想

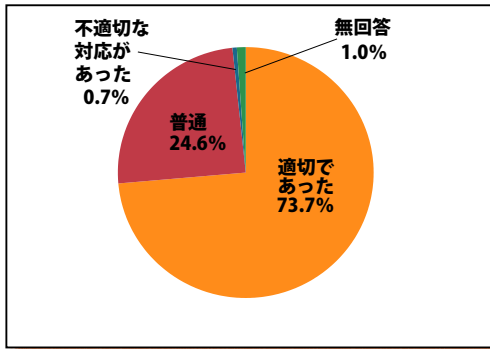




(2) 裁判所の対応（職員の応対・設備）については、73.7%の裁判员が「適切であった。」と回答しています【図7】。

【図7】

裁判所の対応に対する全体的な印象



■ 裁判员経験者の声 ■

裁判に出ることなんて人生経験でなかなかあることではなく、こういった経験が今後につながったり、子供たちにも話してあげられるので、良かったと思います。

■ 裁判员経験者の声 ■

裁判官3名の方をはじめ、担当職員の皆さんは、大変親切、丁寧な対応でしたので、不安や不満は全くありませんでした。